

2010.

12/1
vol. 126

まいばら

ひととまちをつなぐ市政情報誌



主な内容

「除雪」について寄せられた市長への手紙から…	2
平成 21 年度 米原市の決算	6
市民意見（パブリックコメント）を募集します	11

次回の広報まいばら発行日 12月15日号 12月9日(木)



「除雪」について寄せられた 市長への手紙から…

まもなく雪が降り積もる季節になりました。
地域ぐるみで雪に備えていくためにも、毎年多くのご意見をお寄せいただいている
「除雪」について、市の状況や考え方をみなさんにお伝えします。

除雪

家の前の道路は除雪対象になっていない。
新たに路線に認定してもらうことはできませんか。



道路には、国道・県道・市道な
どの種類があり、除雪路線の決定
はそれぞれの「道路管理者」が行
います。

市の場合、通勤や通学などに
影響が出ないよう、国道や県道に
つながる幹線道路や集落間を結
ぶ道路を優先して、市道総延長
413kmのうち207kmを除雪対
象路線に指定しています。

除雪路線の認定については、毎
年多くの要望をお寄せいただいで
いますが、限られた除雪機械で時
間内に作業を終えなければならな
いこと、集落内の狭い道路や歩道

は除雪機械が入ることができない
ことなどの理由により、全て対応
することができない状態です。

こういった状況の中、地域と市
が協力しながら冬季の道路交通を
確保できるよう、自治会が小型除
雪機械を購入する際の補助制度を
設けているほか、(財)自治総合セン
ターのコミュニ

ニティ助成
を活用しなが
ら、各地域の
除雪機械の配
備を促進して
います。



コミュニティ助成で問田区が購入
した除雪機(平成21年度)

助かるのですが。

消雪

うちの集落
にも消雪装
置があれば



消雪装置の点検作業の様子(柏原区)

現在、市内で整備済みの消雪路
線の延長は30.0km。機械除雪と同
様に多くの要望をお寄せいただい
ていますが、十分に対応できてい
ない状況です。

消雪装置の工事は、地下水の水
量や排水経路などの諸条件が整っ
ていないと整備が難しいほか、多
額の工事費用が必要です。また、
地元にもその工事費用の一部と整
備後の電気代を負担いただくこと
になります。

こういったことから、市として
は国や県の補助が受けることがで
き、負担金の支払いについて地元
同意が得られる工事を優先して整
備を進めています。

豪雪

今年の正月の大雪は本当に困った。火事になったり、急病人が出たりすることを思うと不安です。豪雪時の対応はどうなっているのですか。

昨年度は年末から1月前半にかけての豪雪により、特に伊吹・山東地域の市民生活に大きな影響が出ました。

市も、「豪雪対策本部」を設置したほか、伊吹北部の高齢世帯を対象に安否確認を行うなど、緊急対応を実施しました。

今年度はこれまでの豪雪時の教訓を活かして、職員直営による除雪班を配備したほか、除雪対策本部の人員を拡充してパトロール班を増やすなど、豪雪時や緊急時への対応に備えています。

「豪雪対策本部」設置基準

①警報が発表されて、災害の発生が確実に予想されるとき

②道路交通がまひし、広範囲での除排雪作業が必要になるなど、早急に道路交通を確保する必要があるとき



【写真】 昨年度の豪雪対応

山東地域の住宅団地内に降り積もった雪を処理している作業の様子。団地内は雪を捨てる場所がないため、除雪機械で集めた雪をダンブカーに乗せて排雪しました。

除雪

除雪の後、雪のかたまりが家の出入口に残っているの出入口に残っています。

除雪作業では、機械で路面上の雪を路肩に押し出すため、雪のかたまりの一部が家や駐車場などの出入口をふさいでしまう場合があります。

除雪機械のオペレーターは、雪が降る前に担当路線の状況などをあらかじめ確認したうえで慎重に作業にあたっていますが、限られた時間の中で車道の確保を行わなければならないため、道路上の雪をすべて取り除くことはできません。

沿道のみなさんには大変ご迷惑をおかけしますが、各ご家庭で雪のかたまりの処理をお願いします。また、高齢者世帯がご近所にお住まいの場合などは、地域のみなさんで協力しあいながらご対応をお願いします。

経費の内訳 (平成 21 年度)

● 除雪作業委託	70,985,062 円
● 除雪機械修繕料	7,502,749 円
● 凍結防止剤散布作業委託	7,618,905 円
● 凍結防止剤購入費用	9,087,600 円
● 消雪装置電気代	9,936,587 円
● 消雪装置点検作業委託	4,544,900 円
● 消雪装置整備事業 (春照・上丹生)	39,235,350 円
● 除雪機械の購入	8,246,743 円
● その他 (車両保険料・リース代など)	8,664,392 円

数字でみる除雪

これは何の数字でしょう!?

165,822,288

この数字は、昨年度に除雪事業全体にかかった経費です。出勤日数21日、出勤総時間数4,048時間の除雪作業を行いました。また、国の交付金を活用して消雪装置を整備したほか、除雪機械を購入しました。

冬のまいばら 5つのお願い

除雪作業にご協力を
お願いします

〒市 土木部 建設課 (近江庁舎)

☎ 52-6925 FAX 52-8790

12月1日から翌年3月20日まで
の間、市の除雪計画に基づいて除
雪作業を実施します。

体制としては、土木部建設課が
「除雪対策本部」として統括を行い、
各庁舎の市民自治センターが「現
地指揮班」として、地域の実情を
把握しながら委託業者への指示や
市民対応を行います。

市としても安全で効率的な除雪
作業に努めますが、作業を円滑に
進めるためには、市民のみなさん
のご協力が必要です。特に次の5
つの点について、ご理解とご協力
をお願いします。

**路上駐車を
しないでください**

車道を除雪する際の最大の障害
が路上駐車です。
路上駐車は除雪作業に支障をき
たすばかりではなく、吹雪や夜間
などの視界が悪いときに、追突事
故の恐れがあります。

**雪を車道に
出さないでください**

車道に雪を出すと道がでこぼこ
になり、通行に支障が出るだけ
なく、事故の原因にもなりかねま
せん。

敷地内の雪を車道へ出すことは
絶対にやめてください。

**雪が積もる前に
ご確認ください**

道路にはみ出している樹木の枝
や障害物などは、除雪作業の妨げ
になるほか、事故などの原因となっ
て所有者も責任を問われる場合が
あります。家周りをご確認いただ
いて、雪が積もる前に所有者で処
理をしてください。

なお、緊急の場合は、予告なく
枝打ちや撤去を行うことがあります。
ですのでご理解をお願いします。

**万一の事態に
備えましょう**

火災などに備えるため、消火栓
や防火水槽の周辺については、地
域で除雪作業をお願いします。

**雪のかたまりの処理に
ご協力ください**

除雪車が通過した後、雪のかた
まりが家の出入口をふさぐことが
ありますが、各ご家庭・地域のみ
なさんで処理をお願いします。

除雪についての連絡先

除雪対策本部 土木部 建設課
☎ 52-6925 FAX 52-8790

現地指揮班 各庁舎市民自治センター

伊吹地域	☎ 58-2221	FAX 58-1630
山東地域	☎ 55-8101	FAX 55-2406
近江地域	☎ 52-3111	FAX 52-4858
米原地域	☎ 52-1551	FAX 52-4447

*除雪計画や除雪対象路線図については、12月1日から市公式
ウェブサイトでご覧いただけます。

冬の生活安全コラム

水道管の凍結に注意!

水道管は寒さが苦手

冬になって寒くなると、水道
管が凍って破裂することがあり
ます。

屋外でむき出しになっていた
り、家の北側や風当たりの強い
場所にある水道管や蛇口は特に
凍りやすいので、早めに凍結防
止の準備をしましょう。

●対策

むき出しになっている水道管・
蛇口に、古タオルや毛布などを
巻きつけてください。

●凍ってしまったら

凍った部分にタオルなどをか
ぶせ、その上からぬるま湯をゆっ
くりかけてください。熱湯は破
裂することがありますのでかけ
ないでください。

●破裂してしまったら

水道メーターの横にあるバル
ブを閉めて、近くの指定店に修
理を依頼してください。

お問い合わせ

土木部 上下水道課 (近江庁舎)
☎ 52-69023 FAX 52-4858

住宅除雪の補助要件を緩和

高齢者等住宅除雪費補助事業について

問 市 健康福祉部 高齢福祉課 (山東庁舎)

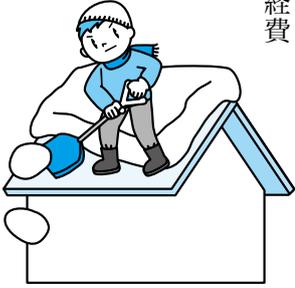
☎ 55-8103 FAX 55-8130

補助対象者

- ① 高齢者世帯（65歳以上の方のみで構成される非課税世帯）
 - ② 障がい者世帯（世帯主が身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が4級以上に該当し、義務教育課程を修了した子が同居しない非課税世帯）
 - ③ 高齢者世帯および障がい者世帯に準ずる場合で、市長が必要と認める非課税世帯
- Ⅱ 注意 Ⅱ 右記の3区分に該当しても、市内に一親等以内の親族（子）が居住していて、除雪が困難であると認められない場合は補助金の交付対象者とはなりません。

補助対象経費

積雪量が50cmを超え、家屋の損傷や災害などのおそれがある場合に、第三者に依頼して行った住宅や避難経路などの必要最低限の除雪に要した経費



補助金の額

1回の除雪に要した経費の2分の1以内の額

除雪作業のみ…上限1万円
排雪を含む除雪作業…上限2万円

対象回数

1世帯につき2回を限度とします。積雪の状況により、市長が必要と認めるときは、補助対象回数を増やします。

申請方法

除雪が完了した日から14日以内に民生委員児童委員の証明（確認）を受けて、申請書を高齢福祉課まで提出してください。

添付書類

- ・ 領収書の写し
- ・ 写真（作業実施前と作業実施後）

その他

後日、補助金交付の可否を決定して通知します。交付方法は口座振込です。詳細やご不明な点については、高齢福祉課までご連絡ください。

乾燥する季節です

火災にはご用心を！

これから寒さが厳しくなると、ファンヒーターや石油ストーブなどの暖房器具を使用する機会がますます多くなります。季節柄、空気が乾燥しているため、火災になったら大きな被害になる可能性もあります。

師走の慌ただしさから、火に対する注意がおろそかにならないよう、くれぐれも注意しましょう。

● 暖房器具は点検してから使用し、給油時は火を消す。

● ストーブの上に洗濯物を干さない。

● ストーブの前に燃えやすい物やスプレー缶などを置かない。

● ヘアスプレーなど、エアゾール製品を火気のそばで使用しない。

● 電気コンセントのほこりを時々掃除する。



お問い合わせ

市民部 市民安全課 (近江庁舎)
☎ 521-6630 FAX 521-6630

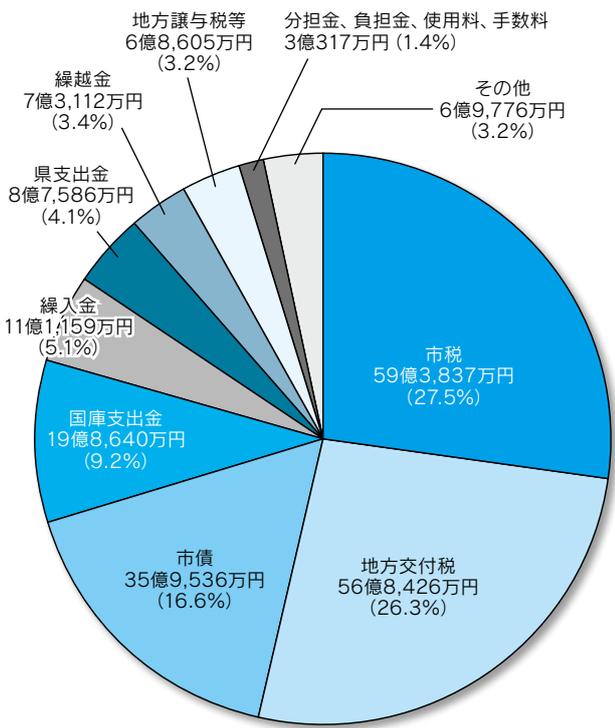
● 隣接市町（長浜市・彦根市・関ヶ原町）に一親等の親族（子）が居住していても、補助対象者となります。

自力で除雪が困難な高齢者世帯などを対象に、降雪時の安全確保と不安の解消を図るため、第三者に除雪作業を依頼された場合にその一部を助成します。
今年度から、次の点について補助の要件を緩和しました。

平成21年度 米原市の決算

市民のみなさんに市政へのさらなるご理解をいただくため、納めていただいた税金などがどのように使われているかを公表します。今回は、平成21年度決算の概要と決算に基づく地方公共団体財政健全化法による指標、そして平成22年度上半期の執行状況についてもあわせてお知らせします。

歳入決算額 216億994万円



歳入

平成21年度決算額は216億994万円で、前年度に比べて4.9%の増となりました。

◆市税

歳入全体の約4分の1を占める市税収入は、前年度に比べて6.7% (約4億2,500万円) の減となりました。特に、経済不況の影響で法人市民税が50.8% (約3億3,700万円) の減となったほか、個人市民税が1.4%の減、固定資産税が1.4%の減となりました。

また、税収の落ち込みとともに、滞納額が増加しています。

◆市債

学校や道路の整備などで一時的に多くの費用が必要ときに国や銀行から借り入れるお金のことで、「将来の市民のみなさん」にも費用を公平に負担していただく働きもあります。

平成21年度は、平成20年度に引き続き「地域の絆でまちづくり基金」を積み立てるために合併特例債11億9,870万円を借り入れたほか、東部給食センター新築事業などの大型投資事業のための借入が増えたことから、前年度に比べて11.2%の増となりました。

◆繰入金

市債の繰上返済の財源として、市債管理基金 (借入金の返済に備えて積み立てていた貯金) を取り崩しました。

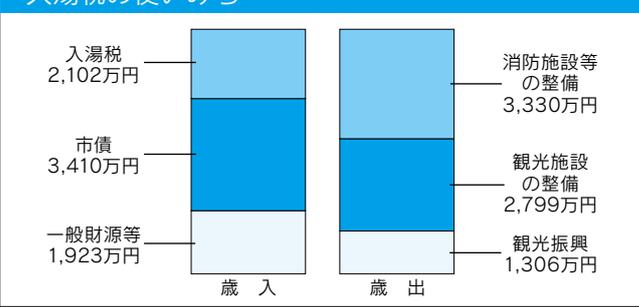
■市税の内訳

市税内訳	決算額	収納率
個人市民税	19億3,924万円	94.4%
法人市民税	3億2,651万円	98.9%
固定資産税	32億8,398万円	96.7%
軽自動車税	9,192万円	93.4%
市たばこ税	2億396万円	100.0%
鉱産税	313万円	100.0%
入湯税	2,102万円	100.0%
都市計画税	6,861万円	94.0%
合計	59億3,837万円	96.1%
(内訳) 現年課税分	59億66万円	98.7%
滞納繰越分	3,771万円	19.0%

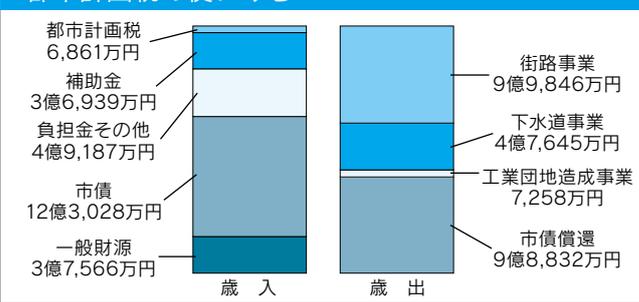
市税の中には、使いみちの決められた「目的税」があります。入湯税と都市計画税を課税していますので、その使いみちをお知らせします。

- 入湯税は、主に消防施設の整備や観光振興 (イベントへの補助金など) に使われています。
- 都市計画税は、街路事業 (米原駅東部土地区画整理事業など) や下水道事業、これらの整備のために借り入れたお金の返済に使われています。

入湯税の使いみち



都市計画税の使いみち



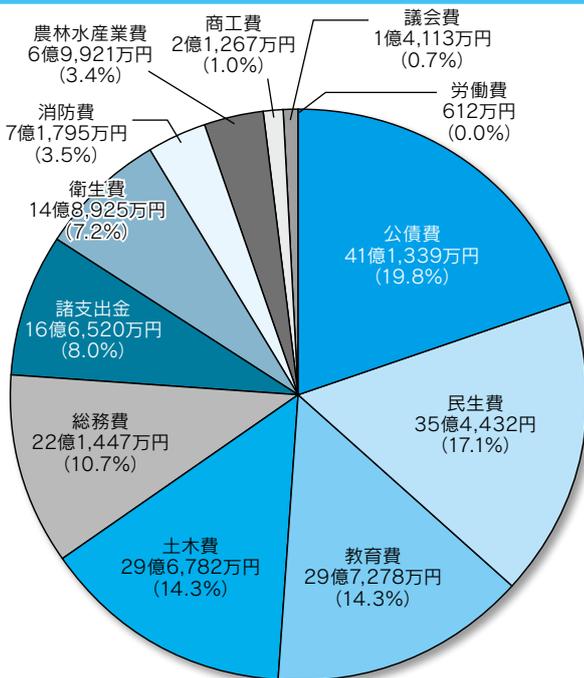
■基金（貯金）残高の状況

基金名	基金残高
財政調整基金	20億2,615万円
市債管理基金	22億2,795万円
特定目的基金	46億8,089万円
定額運用基金	9億7,938万円
特別会計基金	3億7,236万円
計	102億8,673万円 (+ 5億3,547万円)

■市債（借入金）残高の状況

区分	市債残高
平成20年度末残高	583億3,163万円
平成21年度に借りた額	56億6,776万円
平成21年度に返した額(元金)	54億4,305万円
平成21年度末残高	585億5,634万円 (+ 2億2,471万円)
(内訳) 一般会計	233億7,532万円
特別会計	323億4,049万円
公営企業会計	28億4,053万円

歳出決算額 207億4,431万円



歳出

平成21年度決算額は207億4,431万円で、前年度に比べて4.4%の増となりました。

◆公債費

借入金の返済にあてる経費のことです。合併前後から続く大型建設事業の推進により借入金が増加しており、その返済が重くのしかかっています。

そのため、約16億6000万円の繰上返済を行い、将来の負担軽減を図りました。これにより、一般会計の借入金残高は、前年度に比べて約1億2,100万円減少しました。

◆民生費

障害者自立支援法による障害福祉サービス費や生活保護費、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金の増加などにより、前年度に比べて2.2%増加しました。少子高齢化の進展により、年々増加する傾向にあります。

◆教育費

給食センターの新築・改修事業や情報教育環境の整備、新グラウンドの整備に向けた準備経費などにより前年度に比べて18.1%の増となりました。

◆総務費

市議会議員選挙や定額給付金給付事業、景気低迷による法人市民税の還付金などの経費が増えたため、前年度に比べて20.0%の増となりました。

■平成21年度各会計決算額

行政運営の基本的な経費を計上している一般会計とは別に、特定の事業を行うため一般会計と区分して経理している特別会計と、企業と同じように独自の収入でその経費をまかなう独立採算を原則とする企業会計があります。

区分	予算額	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	
一般会計	229億1,823万円	216億994万円	207億4,431万円	8億6,563万円	
特別会計	国民健康保険事業	37億2,581万円	36億2,833万円	35億9,871万円	2,962万円
	国民健康保険直営診療所事業	9,780万円	9,136万円	8,749万円	387万円
	介護保険事業	29億8,875万円	29億5,834万円	29億4,457万円	1,377万円
	老人保健医療事業	3,901万円	3,108万円	2,990万円	118万円
	後期高齢者医療事業	3億8,081万円	3億7,078万円	3億7,048万円	30万円
	農業集落排水事業	2億6,917万円	2億6,470万円	2億6,162万円	308万円
	流域関連公共下水道事業	30億7,325万円	28億8,616万円	28億2,424万円	6,192万円
	米原駅東部土地地区画整理事業	18億6,986万円	14億7,979万円	11億1,779万円	3億6,200万円
	工業団地造成事業	9,567万円	8,856万円	8,854万円	2万円
	住宅団地造成事業	1億6,049万円	1億6,096万円	1億5,435万円	661万円
	駐車場事業	430万円	430万円	387万円	43万円
	住宅新築資金等貸付事業	735万円	735万円	735万円	0万円
	小計	127億1,227万円	119億7,171万円	114億8,891万円	4億8,280万円
企業会計					
水道事業会計(収益的収入)	6億8,057万円	6億8,116万円	1億9,081万円	▲1億9,238万円	
〃(収益的支出)	6億1,488万円	4億9,035万円			
水道事業会計(資本的収入)	7億6,119万円	5億2,702万円	▲1億9,238万円		
〃(資本的支出)	9億4,429万円	7億1,940万円			



* 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、会計内に積み立てていた資金(損益勘定留保資金等)で補てんしました。

米原市の財政を家計に例えてみると…

もっと身近に感じていただけるように、平成21年度決算額を年収500万円の家計に例えてみました。

平成21年度決算

歳入	市税	59億3,837万円
	国・県支出金	28億6,226万円
	地方交付税ほか	63億7,031万円
	繰入金	11億1,159万円
	市債	35億9,536万円
	繰越金	7億3,112万円
	その他収入	10億93万円
計	216億994万円	

歳出	人件費	30億5,547万円
	扶助費	18億646万円
	公債費	41億1,340万円
	繰出金	19億8,550万円
	補助費等	27億8,471万円
	物件費その他	24億8,507万円
	投資的経費	28億4,988万円
	積立金	16億6,382万円
	計	207億4,431万円

翌年への繰越金 8億6,563万円

基金残高	99億1,437万円
市債残高	233億7,532万円

1年間の家計に例えてみると…

歳入	事業所得	1,374,000円
	親からの仕送り	662,000円
	給与所得	1,474,000円
	貯金の取り崩し	257,000円
	銀行等からの借入	832,000円
	前年度からの繰越金	169,000円
	その他収入	232,000円
計	5,000,000円	

歳出	食費	707,000円
	医療費・教育費	418,000円
	ローン返済	952,000円
	子どもへの仕送り	459,000円
	交際費	644,000円
	光熱水費その他経費	575,000円
	家の増改築費	659,000円
	貯金	385,000円
	計	4,799,000円

翌年への繰越金 201,000円

預金残高	2,294,000円
ローン残高	5,408,000円

生活に必要なお金を賄うため、貯金を取り崩したほか銀行からの借入も行っていきます。

今後も給料の大幅な増加は見込まれず、親からの仕送りの減額や見直しが進んでるため、節約に心がけるとともに、ローンの負担が重くなりすぎないように気をつけながら、貯金の取り崩しに頼ることのないやりくりをする必要があります。

市民一人当たりの決算額と主な事業

【 】内は歳出全体に占める割合
 ()内は前年度比増減額
 ◆は平成21年度に実施した主な事業

公債費【19.8%】

借りたお金の返済に
98,977円 (30,892円)



民生費【17.1%】

子どもや障がいのある方、高齢者の福祉のために
85,284円 (2,401円)

- ◆放課後キッズ事業の拡充
- ◆公立・民間保育所の運営
- ◆福祉医療助成



教育費【14.3%】

幼稚園、小中学校の管理運営や文化・スポーツの振興のために
71,531円 (11,365円)

- ◆給食センター整備
- ◆市民グラウンド整備
- ◆図書館電算システム統合



土木費【14.3%】

道路や下水道、区画整理などの整備のために
71,412円 (▲10,599円)

- ◆米原駅東西自由通路の整備
- ◆道路新設改良事業
- ◆除雪事業



総務費【10.7%】

市政の運営や自治会まちづくりのために
53,285円 (9,175円)

- ◆市議会議員選挙
- ◆定額給付金給付
- ◆水源の里振興事業



衛生費【7.2%】

健康づくりやよりよい生活環境のために
35,835円 (1,768円)

- ◆新型インフルエンザ対策
- ◆妊婦検診無料化 (14回分)
- ◆健康カレッジ開設準備



消防費【3.5%】

消防や火災予防など災害対策のために
17,275円 (1,136円)

- ◆消防・防災施設整備
- ◆防災行政無線改修
- ◆湖北地域消防組合負担金



その他【13.1%】

農林水産業の振興や観光、商工業の振興などのために
65,553円 (▲21,996円)

- ◆鳥獣害対策事業
- ◆米原ごっつお作り事業
- ◆まいばら本物発信事業



※金額は、一般会計の歳出額を平成22年3月31日現在の人口41,559人で割った額です。

健全化判断比率および資金不足比率の状況

これまでの財政再建制度は、一般会計を中心とした普通会計の赤字比率で健全度を判断していましたが、一部の自治体や第三セクター等の著しい財政悪化から制度が見直され、平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。この法律では、財政の早期健全化や再生の必要性を判断する指標として、4つの健全化判断比率（「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」）が定められ、公営企業の赤字や第三セクターなどの負債についても明らかにし、自治体の財政の全体像を浮き彫りにします。

また、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準（＝イエローカード）または財政再生基準以上（＝レッドカード）となると、財政健全化計画を定めて改善に取り組むことが義務付けられています。

平成21年度決算に基づいて算定した健全化判断比率は、早期健全化基準を全て下回っていますが、財政運営上問題がないわけではありません。今後も、行財政改革の徹底など財政健全化に向けた取組を推進し、健全な財政運営に努めていきます。

区 分	平成21年度	平成20年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	12.99%	20.00%
連結実質赤字比率	-	-	17.99%	40.00%
実質公債費比率	14.7%	15.5%	25.0%	35.0%
将来負担比率	101.0%	112.0%	350.0%	

* 早期健全化基準は、本市の標準財政規模に基づく比率
* 実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「-」を記載しています。

区 分	平成21年度	平成20年度	早期健全化基準	財政再生基準
資金不足比率	-	-	20.0%	

* 水道事業会計、農業集落排水事業特別会計、流域関連公共下水道事業特別会計、米原駅東部土地地区画整理事業特別会計、工業団地造成事業特別会計、住宅団地造成事業特別会計は、資金不足額がないため、いずれも資金不足比率は算出されませんでした。

■実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

■連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（または資金不足）の標準財政規模に対する比率

■実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率

■将来負担比率

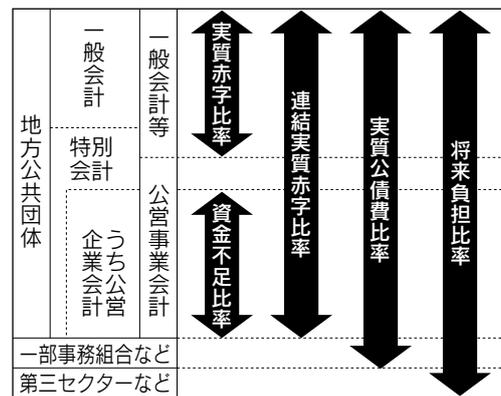
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

■資金不足比率

公営企業ごとの資金不足の事業規模に対する比率

■標準財政規模

地方自治体の一般財源の標準的な大きさを示す指標



平成22年度上半期の執行状況（4月1日～9月30日）

区 分	予算額	収入済額（収入率）	支出済額（執行率）	
一 般 会 計	187億1,454万円	95億8,739万円 (51.2%)	59億5,869万円 (31.8%)	
特別会計	国民健康保険事業	38億8,555万円	13億3,934万円 (34.5%)	16億 24万円 (41.2%)
	国民健康保険直営診療所事業	8,252万円	1,920万円 (23.3%)	3,002万円 (36.4%)
	介護保険事業	31億4,613万円	12億1,243万円 (38.5%)	12億9,001万円 (41.0%)
	老人保健医療事業	248万円	118万円 (47.7%)	0万円 (0.0%)
	後期高齢者医療事業	3億8,430万円	1億2,808万円 (33.3%)	1億5,361万円 (40.0%)
	農業集落排水事業	2億5,769万円	2,698万円 (10.5%)	1億 544万円 (40.9%)
	流域関連公共下水道事業	26億 169万円	3億1,348万円 (12.0%)	10億 984万円 (38.8%)
	米原駅東部土地地区画整理事業	24億7,464万円	6億8,506万円 (27.7%)	4億9,370万円 (20.0%)
	工業団地造成事業	27億 758万円	2万円 (0.0%)	6億 119万円 (22.2%)
	住宅団地造成事業	7,108万円	2,966万円 (41.7%)	678万円 (9.5%)
	駐車場事業	420万円	192万円 (45.8%)	203万円 (48.3%)
	住宅新築資金等貸付事業	187万円	109万円 (58.1%)	93万円 (50.0%)
	小 計	156億1,973万円	37億5,844万円 (24.1%)	52億9,379万円 (33.9%)

区 分	予算額	収入済額・支出済額	収入率・執行率
企業会計	水道事業会計（収益的収入）	6億7,339万円	3億2,108万円 47.7%
	〃（収益的支出）	5億8,361万円	1億3,007万円 22.3%
	水道事業会計（資本的収入）	5億5,002万円	2,854万円 5.2%
	〃（資本的支出）	8億3,327万円	1億5,984万円 19.2%



お問い合わせ 総務部 財政課（米原庁舎） ☎52-1553 📠52-4447

米原市職員の給与等の状況

市職員の給与等については、給与条例や市議会における予算などの審議を通じて公表していますが、市民のみなさんにより一層ご理解をいただくために、その状況をお知らせします。

■ 人件費の状況 (普通会計決算)

年度	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出総額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
21	人 40,950	千円 21,082,487	千円 668,292	千円 2,966,783	14.1

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

■ 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況 (H22年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
米原市	41.3歳	322,600円	49.8歳	252,700円

(注) 平均給料月額とは平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

■ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (H22年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
	一般行政職		
大学卒	267,700円	310,800円	335,400円
高校卒	229,300円	275,300円	317,300円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している年数をいいます。

■ 職員手当の状況 (H22年4月1日現在)

(1) 期末手当・勤労手当

米原市			国		
(平成22年度支給割合)			(平成22年度支給割合)		
期末手当	勤労手当		期末手当	勤労手当	
6月期 1.25月分	0.70月分		6月期 1.25月分	0.70月分	
12月期 1.50月分	0.70月分		12月期 1.50月分	0.70月分	
計 2.75月分	1.40月分		計 2.75月分	1.40月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

(3) 特殊勤務手当

種類	内容
感染症防疫作業	感染症救護1日500円、結核患者指導1日50円
行旅病死取扱	行旅病傷人救護1日1,000円、尸体処理3,000円
除雪作業	除雪車による除雪作業従事1時間600円
野犬捕獲	野犬捕獲作業1日200円
放射線取扱	診療所における放射線取扱1日230円
下水道維持管理	下水暗渠、管渠維持1日600円

(4) その他手当

区分	内容	国との同異
扶養手当 (月額)	配偶者13,000円、その他6,500円(うち1人目について配偶者なし11,000円)、特定扶養加算5,000円	同じ
住居手当 (月額)	借家27,000円限度	同じ
通勤手当 (月額)	自家用車の場合距離に応じ2,000円から24,500円、交通機関利用の場合運賃相当額(55,000円限度)	同じ

■ 特別職の報酬等の状況 (H22年4月1日現在)

区分	給料月額	期末手当	
		6月期	12月期
給料	市長	706,500円	1.45月分
	副市長	636,500円	1.65月分
	教育長	608,000円	合計 3.10月分 (15%加算)
報酬	議長	350,000円	1.45月分
	副議長	270,000円	1.65月分
	議員	250,000円	合計 3.10月分 (15%加算)

■ 職員給与費の状況 (普通会計予算)

年度	職員数 A	給与費				1人当たりの給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤労手当	計 B	
21	人 388	千円 1,328,156	千円 230,317	千円 493,919	千円 2,052,392	千円 5,290

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 給与費には、非常勤職員の報酬等は含みません。
3 職員数は、平成21年4月1日現在の普通会計上での人数です。

■ 職員の初任給の状況 (H22年4月1日現在)

区分	学歴	一般行政職	技能職	労務職
		米原市	172,200円	—
大学卒	国	172,200円	—	—
	米原市	140,100円	137,200円	121,600円
高校卒	国	140,100円	—	—

■ 一般行政職の級別職員数の状況 (H22年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的職務内容	主事	主事	主幹・主任	主幹	課長補佐	課長・主任	課長・主任	
職員数(人)	14	21	123	10	35	42	14	259
構成比(%)	5.4	8.1	47.5	3.9	13.5	16.2	5.4	100

(注) 1 給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 一般行政職とは、税務職、医療職、企業職、教育職および技能労務職以外の職員をいいます。

(2) 退職手当

米原市				国			
(支給率)	自己都合	勤	奨	(支給率)	自己都合	勤	奨
勤続20年	23.5月分	30.55月分		勤続20年	23.5月分	30.55月分	
勤続25年	33.5月分	41.34月分		勤続25年	33.5月分	41.34月分	
勤続35年	47.5月分	59.28月分		勤続35年	47.5月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分		最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置 (定年前早期退職特別措置 2~20%)				その他の加算措置 (定年前早期退職特別措置 2~20%)			

■ 部門別職員数の状況

部門	職員数		増減	
	H21	H22		
一般行政	議会	4	4	0
	総務	101	105	4
	税務	19	20	1
	民生	85	88	3
	衛生	29	30	1
	労働	1	2	1
	農水	18	17	△1
	商工	7	7	0
	土木	42	36	△6
	小計	306	309	3
特別行政	教育	82	79	△3
	小計	82	79	△3
公営企業等	病院(診療所)	4	3	△1
	水道	9	9	0
	下水道	8	7	△1
	その他(国保、介護)	15	14	△1
	小計	36	33	△3
合計	424	421	△3	

(注) 各年度4月1日現在定員管理調査の数値です。

お問い合わせ 総務部 総務課 (米原庁舎)
☎ 52 - 1552 ☎ 52 - 4447

「(仮称)米原市環境美化条例(案)」に対する 市民意見(パブリックコメント)を募集します!!

みなさんのご意見

お聞かせくださいー!

条例制定の背景

環境の保全と創造に関する基本理念を定めた「米原市環境基本条例」や理念実現に向けた「米原市環境基本計画」を策定し、安全で快適な生活環境の創造・保全を重要な課題として位置付けています。

近年、「エコ」を合言葉に環境意識が高まってきている一方で、価値観の多様化など一部のモラル低下が進み、ごみのポイ捨てや不法投棄が後を絶ちません。各自治会の環境美化推進員を対象に実施した「環境に関する意識調査」の結果でも、一番多かったのは「ごみのポイ捨てや不法投棄」でした。

そこで、これら公共の場所等におけるごみのポイ捨てや犬のふん害、路上喫煙などの行為に対して、市・市民等・事業者それぞれの責務を明らかにし、地域が一体となって良好で快適な生活環境を確保していくことを目的に条例を制定します。



条例のポイント

■ 施行時期

平成23年7月1日施行予定

■ 禁止・規制事項

- 公共の場所等におけるごみの投棄や放置、散乱の禁止
- 犬の飼い主に対するふんの放置、投棄の禁止
- 公共の場所等の管理者に対する適正管理の努力義務
- 公共の場所等における喫煙の制限

■ 協力員の設置

環境美化推進を図る「美化協力員」を設置し、環境美化に関する啓発および違反者に対する指導、その他必要な活動を行うことができる。

■ 対象地域

米原市全域
(市民や事業者の他、通勤・通学者、滞在者、通過者も対象)

■ 重点区域等の指定

特に必要と認める場合は、美化推進重点区域および喫煙禁止区域を指定することができる。

■ 違反者に対して

違反者に対しては指導等を行い、従わない者については段階を踏んでその事実を公表する。

案の閲覧方法と市民意見の提出方法

■ 案の閲覧場所

市役所各庁舎・行政サービスセンター・市立図書館の市政情報プラザ
市公式ウェブサイト

■ 意見の募集期間

平成22年12月1日(水)～平成23年1月4日(火)

■ 意見の提出方法

閲覧場所への直接持参、郵送、FAX、Eメールにて下記まで

■ お問い合わせ

経済環境部 環境保全課(伊吹庁舎) 〒521-0392 米原市春照490-1
☎ 58-2230 FAX 58-1630 kankyohozen@city.maibara.lg.jp

条例の名称についても意見募集!!

条例の名称は「(仮称)米原市環境美化条例」としてありますが、市民のみなさんにとって身近で、わかりやすい条例となるよう、名称についても意見募集します。

条例の主旨を反映したわかりやすい名称を基本に決定します。

【募集方法】意見の提出と同様

【応募締切】平成23年1月4日(火)